## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標

地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

### 1. 政策体系上の位置付け等

### |基本目標| VII ||利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標

| 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の | 福祉の向上を図ること

施策目標 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の 要援護者の福祉の向上を図ること

個別目標1 ホームレスの自立を促進すること

### (主な事務事業)

- ・ホームレス自立支援事業
- ・ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業)
- ・ホームレス総合相談推進事業

個別目標2 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する 支援を促進すること

### (主な事務事業)

- · 日常生活自立支援事業
- 地域福祉等推進特別支援事業

個別目標3 福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること

### (主な事務事業)

運営適正化委員会の設置、運営

### 施策の概要(目的・根拠法令等)

### 1日的笔

地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。

### 2根拠法令等

- ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等

主管部局・課室 社会・援護局地域福祉課

関係部局・課室 社会・援護局福祉基盤課

### 2. 現状分析

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等

しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。

### 3. 施策目標に関する評価

### 施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/<u>達成水準)</u>

|   |                  | H 1 5    | H 1 6    | H 1 7    | H 1 8    | H 1 9    |
|---|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | ホームレス自立支援センター退所  | 3, 322   | 3, 588   | 3, 546   | 3, 734   | 3, 796   |
|   | 者のうち、就労及び福祉等の措置  | [-]      | [-]      | [-]      | [-]      | [-]      |
|   | により退所した者の数(単位:人) |          |          |          |          |          |
|   | (-)              |          |          |          |          |          |
| 2 | ふれあい・いきいきサロンの設置  | 26, 729  | _        | 39, 496  | _        | _        |
|   | 数(単位:か所)         | 【136.0%】 |          | [ – ]    |          |          |
|   | (前年度以上/毎年度)      |          |          |          |          |          |
| 3 | 苦情受付件数に占める解決件数の  | 94. 9    | 95. 7    | 95.0     | 96. 7    | 95. 1    |
|   | 割合(単位:%)         | 【99. 9%】 | 【100.7%】 | 【100.0%】 | 【101.8%】 | 【100.1%】 |
|   | (95%以上/毎年度)      |          |          |          |          |          |

### (調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。
- ・指標2は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。
- ・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会に おける苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。
  - ※「運営適正化委員会」については、個別目標3の主な事務事業欄を参照。

### 施策目標の評価

### 【有効性】

ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成19年度中に退所した者の約60%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。また、地域福祉計画の策定率は平成15年度の10.4%から平成19年度の38.

また、地域福祉計画の策定率は平成15年度の10.4%から平成19年度の38.4%へ、日常生活自立支援事業の利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成18年度の7,626人へ増加しており、地域の要援護者に対する支援の推進に有効性があると認められる。

### 【効率性】

ホームレス総合相談推進事業等によりホームレス個々の状況に応じて、効率的に自立が図られている。

また、地域福祉推進の一環として、日常生活自立支援事業や地域福祉等推進特別支援 事業等をメニュー事業として実施しており、地域の実情に応じた事業の実施を図ってい る。

### 【総合的な評価】

ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。

また、「ふれあい・いきいきサロン」の設置数についても、平成18年度以降は調査を実施していないが、平成15年度と比較すると増加傾向にある等、地域福祉の推進に向けて着実に事業が展開されていると評価できる。

苦情受付件数に占める解決件数の割合についても、平成16年度以降95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。

### 4. 個別目標に関する評価

### 個別目標1

ホームレスの自立を促進すること

# 個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

|※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

H 1 7 H 1 5 H 1 6 H 1 8 H 1 9 ホームレス自立支援センター退所  $3, 5\overline{88}$  $3, 5\overline{46}$  $3, 7\overline{96}$ 3, 322 3,734 者のうち、就労及び福祉等の措置 [-][-][-][-][-]により退所した者の数(単位:人)

(調査名・資料出所、備考)

※施策目標に係る指標1と同じ。

・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたもので

### アウトプット指標

(-)

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)

|   |                   | H 1 5    | H 1 6    | H 1 7    | H 1 8    | H 1 9    |
|---|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | シェルター(緊急一時的な宿泊施   | 204, 601 | 378, 408 | 352, 307 | 335, 982 | 326, 030 |
|   | 設) に入所した者の数(単位:人) | [ – ]    | [ – ]    | [ — ]    | [-]      | [ – ]    |
|   | (-)               |          |          |          |          |          |
| 2 | 総合相談推進事業における相談活   | 3,834    | 6, 108   | 4, 556   | 5,041    | 8, 451   |
|   | 動により関係機関へ繋いだ件数    | [ – ]    | [ – ]    | [ — ]    | [-]      | [ – ]    |
|   | (単位:件)            |          |          |          |          |          |
|   | (-)               |          |          |          |          |          |

### (調査名・資料出所、備考)

・指標1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめた ものである。

| 参考指標                       | H 1 5   | H 1 6  | H 1 7  | H 1 8  | H 1 9   |
|----------------------------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 1   ホームレスの数(単位:人)          | 25, 296 | _      | _      | _      | 18, 564 |
| 2 ホームレス自立支援センターの退所者数(単位:人) | 5, 059  | 5, 575 | 5, 781 | 6, 307 | 6, 427  |

### (調査名・資料出所、備考)

・指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会 ・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成15年は1~2月、平成 19年は1月の数値である。なお、平成16年 $\sim$ 18年は調査を実施していない。 【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html

・指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたもので ある。

個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者の うち、平成19年度中に退所した者の約60%が、就労または福祉等の措置により自立 を果たしていることから、その事業に有効性が認められる。

シェルター (緊急一時的な宿泊施設) についても、平成19年度は、延べ30万人以上のホームレスに対して、雨風に晒されることのないよう宿泊する場を提供したことに より、これらの者の健康状態の悪化の防止等に効果があったものと評価できる。

### 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

### 事務事業名 |ホームレス自立支援事業

平成19年度

予 算 額

セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数

・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国1/2][都 道府県(指定都市・中核市)1/2])

市区町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合(補助割合:「国

1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 実 施 主 体 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 一の他

概要:ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、 ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い 就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談 等を行うことにより、就労による自立を支援する。

# 事務事業名 |ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)

平成19年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数

予 算 額 ・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国1/2][都 道府県(指定都市・中核市)1/2])

市区町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合(補助割合:[国 <u>1/2][</u>都道府県1/4][市区町村1/4])

- 般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ( ) 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 実施主体

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

概要:ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により、その自立を支援する。

### |ホームレス総合相談推進事業 事務事業名

平成19年度 !セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数

- ・都道府県(指定都市・中核市)が実施する場合(補助割合:[国1/2][都 道府県(指定都市・中核市)1/2])

・市区町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合(補助割合:[国

実 施 主 体

1/2][都道府県1/4][市区町村1/4])
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他(
本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他

概要:ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援する。

### 個別目標 2

地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

# 個別目標に係る指標

| アウ | トプッ | 卜指標 |
|----|-----|-----|
|    |     |     |

| ( | 達成水準/達成時期)       | H 1 5    | H 1 6    | H 1 7    | H 1 8    | H 1 9    |
|---|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | ふれあい・いきいきサロンの設置  | 26, 729  | _        | 39, 496  | _        | _        |
|   | 数(単位:か所)         | 【136.0%】 |          | [ – ]    |          |          |
|   | (前年度以上/毎年度)      |          |          |          |          |          |
|   | ※施策目標に係る指標2と同じ。  |          |          |          |          |          |
| 2 | 地域福祉計画の策定率(単位:%) | 10.4     | _        | 24.0     | 33.8     | 38.4     |
|   | (前年度以上/毎年度)      | 【231.1%】 |          | [-]      | 【140.8%】 | [113.6%] |
| 3 |                  | 6, 252   | 6, 488   | 7, 247   | 7,626    | 8, 580   |
|   | 者数(単位:人)         | 【135.0%】 | 【103.8%】 | 【111.7%】 | 【105.2%】 | 【112.5%】 |
|   | (前年度以上/毎年度)      |          |          |          |          |          |

### (調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、1 8、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 ・指標2は、社会・援護局地域福祉課が実施した調査によるが、平成16年度は調査を
- 実施していないため、数値を把握していない。

### 【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/c-fukushi/kekka0504.html

・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査による。 【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf

### 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

地域福祉計画に関しては、平成19年に、災害時等にも対応する要援護者支援方策と して、日頃から要援護者情報を適切に把握し、関係機関間で共有することが必要である ことから、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村 地域福祉計画に盛り込むことを助言したこと等により、策定率は38.4%へと増加しており、行政と住民の協働による総合的かつ計画的な地域福祉推進が図られていると評 価できる。

日常生活自立支援事業に関しては、事業利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成19年度の8,580人へと増加傾向にあり、要援護者が地域において自立し た生活を送るための支援が進展していると評価できる。

また、地域住民の集いの場となる「ふれあい・いきいきサロン」については、平成1 8年度以降は調査を実施していないが、平成17年度において39,496か所となり 平成15年度に比べて10、000か所以上増加していることから、地域における住民 主体の福祉活動が進展していると評価できる。

以上のとおり、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に行われていると評価でき る。

### 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 ! 日常生活自立支援事業

セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) -般会計、年金特会、労働保険場会、その他( ) 平成19年度

本省、厚生局、労働局(監督署、安定<u>所、均等室)、</u>検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利 用援助等を行う。

### :地域福祉等推進特別支援事業 事務事業名

セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 平成19年度

予 算 額

・都道府県・指定都市等が実施する場合(補助割合: [国1/2] 都道府県 (指定都市) 1/2])

・市町村等が実施する場合(補助割合:[国1/2][市町村1/2])一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )

<u>本省、厚生局、労働</u>局(監督署、安定<u>所、均等室)</u> 検疫所 実施主体

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人

での他 (特定非営利活動法人)

概要:災害時要援護者支援に向けた取組み等の地域社会における今日的課題の解決を 目指す先駆的・試行的取組みに対する支援を通じて、地域福祉の一層の推進を 図る。

### 個別目標3

福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること

### 個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)

|   |                 | H 1 5    | H 1 6    | H 1 7    | H 1 8    | H 1 9    |
|---|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 苦情受付件数に占める解決件数の | 94. 9    | 95. 7    | 95.0     | 96. 7    | 95. 1    |
|   | 割合(単位:%)        | 【99. 9%】 | 【100.7%】 | 【100.0%】 | 【101.8%】 | 【100.1%】 |
|   | (95%以上/毎年度)     |          |          |          |          |          |
|   | ※施策目標に係る指標3と同じ。 |          |          |          |          |          |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会に おける苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。

| 参考指標           | H 1 5  | H 1 6  | H 1 7  | H 1 8  | H 1 9 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 苦情受付件数(単位:件) | 2, 322 | 2, 364 | 2, 571 | 2, 515 | 2,518 |
| ( 1            |        |        |        |        |       |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。

### 個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者が、社会福祉士、民生委員・児 童委員、弁護士等を第三者委員として設置するなどして、苦情解決に努めることとされ ており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会は、補完的な役割を担うこと により、効率的な実施が図られている。

また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、平成16 年度以降95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる。

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人での他(都道府県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会)

概要:社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を 確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決する ため、都道府県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委 員会を設置しており、その運営に要する経費を都道府県に補助する。

# 施策目標に係る指標の目標達成率 1標1 目標達成率 -%

目標達成率

指標3 目標達成率 - % (目標達成率を算定できない場合、その理由)

- ・指標1は、景気等の経済状況を始め、ホームレスの全体数、センターへの入所者数、 個々のホームレスの状況等多くの要因が影響し、一定の数値目標を立てることが困難 であるため。
- ・指標2は、平成19年度は調査を実施しておらず、数値を把握できないため。 ・指標3は、平成19年度の数値は現在集計中であるため。

- <u>評価結果の政策への反映の方向性</u> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

### ´機構・定員要求を検討(該当する場合に○) ш̈ (理由)

個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事 業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施す

個別目標2については、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に行われていると 評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。

個別目標3については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の 割合が平成16年度以降95%以上を示し施策目標を達成しており、現行の苦情解決事 業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、

地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成20年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。

3 施策目標等に係る指標の見直し (該当するものすべてに○)

(施策目標に係る指標)

- ① 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- \_\_ii\_\_達成水準又は達成時期の見直しを検討\_\_\_\_\_\_ (理由)

指標2「ふれあい・いきいきサロンの設置数」については、毎年継続して数値を把握していないため、指標として見直しを検討する。

### 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
- ④会計検査院による指摘なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 個別目標2に関しては、平成19年10月から平成20年3月に開催された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書に沿って、今後、地域福祉に係る既存の施策について見直しを行う予定である。(別添参照)

【参考】厚生労働省ホームページ

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。